

大阪市告示第868号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年6月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時休場

| 施設名 | 年 月 日 |
|--------------------|--------------|
| 旭プール・旭児童プール 水泳場 | 令和8年7月6日（月） |
| | 令和8年7月13日（月） |
| | 令和8年7月21日（火） |
| | 令和8年7月27日（月） |

2 供用時間の変更

| 施設名 | 年 月 日 | 供用時間 |
|--------------------|------------------------------|---------------------|
| 旭プール・旭児童プール 水泳場 | 令和8年7月1日（水）から 同月5日（日）まで | 午前9時から 午後6時30分まで |
| | 令和8年7月7日（火）から 同月12日（日）まで | |
| | 令和8年7月14日（火）から 同月20日（月）まで | |
| | 令和8年7月22日（水）から 同月26日（日）まで | |
| | 令和8年7月28日（火）から 同月31日（金）まで | |

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）